

地域計画

策定年月日	令和7年3月17日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	南丹市 262137
地域名 (地域内農業集落名)	日吉町胡麻郷地域 (畑郷、東胡麻、西胡麻、上胡麻、上保野田、下保野田、志和賀)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	200 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	198.2 ha
② 田の面積	186.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	13.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	155.6 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・高齢化が進み耕作をしなくてもできない現状があり、農家組合等が農作業受託を行い農地を守っているが採算が合わないことが課題である。

・農業者の数が少なく、農業を引き継ぐ人材も不足している。今後は農地管理だけでなく農業水利施設の維持管理も必要となり、少ない人数で取り組めるか不安があり課題となっている。

・地理的に山間部に位置し農振農用地域外に小規模な農地が多く、大規模化が課題である。また、相続による所有者の世代交代が発生するが、財産的な価値が低い、世代交代時に登記費用が掛かる等で放棄されることがあるため、所有者の特定と農地管理が困難な所有者の農地利用が課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・集落単位ではなく胡麻郷地域として集落が共同して生産販売を強化できるような組織作りが必要である。また、農業法人が農地をまとめて借りやすい体制を構築する必要がある。

・農業者は農業で生活が成り立つことが大前提であるが、核家族化した現在農業を主体に1人で家族を養うことは困難である。農地と農業者を守るためには農業者の収入が他業種の平均収入に近づくこと、農作物の価格を安定させるような国策も必要であると考え、農業を魅力ある産業へ発展させるよう市町村やJAと協力しながら問題解決に向けて取り組んでいきたい。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、農地利用が困難となった農地については地域総がかりで守っていく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	25 %	将来の目標とする集積率	50 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
集約化に関しては飛び地がないことが理想ではあるが、所有者の意向もあり難しい面もある。しかしながら、担い手の経営効率を上げるためにも話し合いを重ね、集約化の実現に向けて取り組んでいきたい。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を通じて集積・集約化を図りたいが、自ら耕作したい所有者もいるため、話し合いを通じて決めていきたい。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理機構に農地を貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、農用地の大区画化の基盤整備を適当なタイミングで実施することを検討している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
過去10年新規就農者が減っているので、市町村と連携し個人農業者だけでなく法人の誘致にも力を入れていきたい。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農作業委託をしたい思いはあるが価格やサービス内容で調整をする必要があるため、調整を進めて行く。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)				
☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				
①イノシシやシカの被害が拡大しないように防護柵の設置及び補強を行う。				
②水稻から地域特産物への有機農業への切り替え、減農薬化を進める。				
⑧規模拡大したい農業者がいるので出荷調製施設など農業用施設の集約化を進めたい。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	農業者A	水稻、小豆、大豆	9.24 ha	ha	水稻、小豆、大豆	9.24 ha	ha	農業者A	
認農	農業者B	水稻、大豆、野菜	8.79 ha	ha	水稻、大豆、野菜	8.79 ha	ha	農業者B	
認農	農業者C	水稻、小豆、野菜	5.11 ha	ha	水稻、小豆、野菜	5.11 ha	ha	農業者C	
利用者	農業者D	水稻、小豆	4.19 ha	ha	水稻、小豆	4.19 ha	ha	農業者D	
認農	農業者E	水稻、大豆、野菜	3.84 ha	ha	水稻、大豆、野菜	3.84 ha	ha	農業者E	
認農	農業者F	大豆、野菜	3.63 ha	ha	大豆、野菜	3.63 ha	ha	農業者F	
利用者	農業者G	水稻、野菜	2.49 ha	ha	水稻、野菜	2.49 ha	ha	農業者G	
利用者	農業者H	水稻、大豆	2.32 ha	ha	水稻、大豆	2.32 ha	ha	農業者H	
認農	農業者I	水稻	2.31 ha	ha	水稻	2.31 ha	ha	農業者I	
利用者	農業者J	水稻	2.01 ha	ha	水稻	2.01 ha	ha	農業者J	
利用者	農業者K	水稻、大豆、野菜	1.80 ha	ha	水稻、大豆、野菜	1.80 ha	ha	農業者K	
利用者	農業者L	水稻	1.72 ha	ha	水稻	1.72 ha	ha	農業者L	
利用者	農業者M	水稻、野菜	1.70 ha	ha	水稻、野菜	1.70 ha	ha	農業者M	
認農	農業者N	水稻、大豆、野菜	1.69 ha	ha	水稻、大豆、野菜	1.69 ha	ha	農業者N	
利用者	その他耕作者	水稻等	##### ha	ha	水稻等	149.20 ha	ha	耕作者あり	
計	14経営体		200.0 ha	0 ha		200.0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

